

定 款

定 款

アドソル日進株式会社

定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、アドソル日進株式会社と称する。

2 英文ではAd-Sol Nissin Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- (1) コンピュータ・システムの設計、製造、運営管理、保守及び販売
- (2) ソフトウェア及びハードウェア並びに周辺機器、部材の開発及び販売
- (3) コンピュータの利活用に関する調査、研究、教育及びコンサルティング等の業務支援並びに専門サービスの提供
- (4) 前各号に関し、諸外国との輸出入取引業務
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、28,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の売渡請求)

第 11 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によってこれを定め公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置き並びに単元未満株式の買取り及び売渡しその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の他、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに、随時招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき迄とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締

役会規則による。

（顧問及び相談役）

第 29 条 取締役会の決議により、顧問及び相談役を若干名定めることができる。

（報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員数）

第 32 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

（選任）

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき迄とする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するとき迄とする。

（常勤の監査役）

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊

急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

（監査役会規則）

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 41 条 当社は、会計監査人を置く。

（選任）

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき迄とする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものと見なす。

（報酬等）

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(剰余金の配当)

第47条 剰余金の配当は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 剰余金の配当及び中間配当は、交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。

(以下余白)